

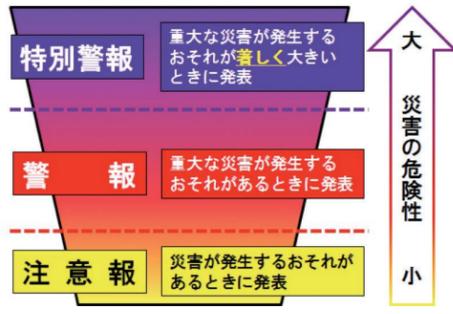
市役所の日曜相談窓口

相談内容	とき	持ち物・業務内容など	相談・問合せ先
マイナンバー	7月8日(日) 午前9時～ 正午	業務内容 通知カード・個人番号カードの交付、マイナンバーに関する相談	市民課 ☎06(6902)5983
国民年金		持ち物 年金手帳、印鑑など ※離職した人、同世帯の代理人の申請時は別途必要書類あり	市民課 ☎06(6902)6005
市税納付	7月29日(日) 午前10時～ 午後3時	※証明書の発行などは不可	納税課 ☎06(6902)5935
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料納付		※南部市民センターでも受付可。ただし、納付書・保険証の発行は不可のため後日郵送	保険収納課 ☎06(6902)5939

防 災

特別警報発表時は最大限の警戒を

気象庁では、警報の発表基準をはるかに超える豪雨などが予想され、重大な災害が発生するおそれ著しく大きくなった場合に「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。



特別警報が発表された場合は、数十年に一度の、これまでに経験したことのないような重大な危険が差し迫った状況にあります。テレビやラジオなどが発信する情報に注意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

市でも、公園や学校などに設置している防災行政無線や広報車、携帯電話への一斉メールなどで情報提供を行います。

※特別警報については、気象庁ホームページ参照

【特別警報について】
大阪管区気象台
☎06(6949)6303
【災害時のお知らせについて】
危機管理課
☎06(6902)5812

自治会を中心とした自主防災組織に、ハンマーやボール、ツ

ルハシなどをセットにした防災資機材を貸与しています。「自助・共助」による地域防災力の向上のため、防災資機材を備えませんか。

また、市では地域の自主的な防災訓練を支援するため、市職員による防災講話などを実施しています。

【アフター】
全国一斉情報伝達試験を実施

地震や武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉の情報伝達試験が実施されます。試験当日は市内50カ所に設置しているスピーカーから一斉に音声が流れま

消 防

守口市門真市消防組合議会定例会の会議結果を公開

3月26日に開催した守口市門真市消防組合議会定例会で、29年度補正予算を始め、条例2件、30年度予算がそれぞれ可決されました。

議事録は守口市門真市消防組合ホームページに掲載しています。

問合せ 守口市門真市消防組合
消防本部総務課総務係
☎06(6906)1123

救急インストラクター講習
事業所の従業員、地域住民な

問合せ 危機管理課
☎06(6902)5812

赤十字防災啓発プログラム講習会受講生を募集

日ごろの生活における防災・減災や避難所生活に役立つ知識などの講習を実施します。

7月11日(水)
午後1時30分～3時30分
対象 市在住・在勤の人
費用 無料

申込方法
7月6日(金)までに電話
※申込人数が10人以下の場合は中止
主催 門真市赤十字奉仕団
申込・問合せ
福祉政策課
☎06(6902)6093

消防

どを対象に、応急手当の指導者を養成する講習を実施します。

8月14日(火)～16日(木)
午前9時30分～午後4時30分
※原則3日間参加
※原簿3日間参加
※原簿3日間参加
消防本部(殿島町7-1)
※駐車場なし
費用 4200円(テキスト代など)
申込方法
7月9日(月)～8月6日(月)午前9時～午後9時に門真消防署または守口市門真市消防組合消防本部へ直接
※電話での申し込みは不可
問合せ 門真消防署
☎06(6905)0119
守口市門真市消防組合消防本部警備課
☎06(6906)1305

7月10日(日) 11時～

福 祉

8月1日から老人医療証が変わります

老人医療証の更新が必要な人に申請書を送付します。窓口または郵送で更新申請をしてください。

また、8月1日(火)以降も引き続き資格がある人には、7月31日(火)までに新しい医療証を送付します。

なお、公費番号87の人(身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳A、療育手帳B1と身体障がい者手帳を持っている人)は、今回の更新で重度障がい者医療に移行されます。

医療費助成制度の所得見直し

毎年7月は、医療費助成制度の所得見直し時期です。

老人医療(公費番号87のみ)
・重度障がい者医療の対象者
29年度は所得超過により対象とならなかった人でも、30年度は所得制限額以内となる人は申請が必要です。
※詳しくは問い合わせ

門真市第6次総合計画 審議会委員を募集

将来のまちづくりにおける最上位計画である「門真市第6次総合計画」の策定にあたり、総合計画審議会の市民委員を募集します。

任期 10月頃から約1年
対象 市在住・在勤で18歳以上の人
報酬 1回につき8400円
募集人数 若干名
応募方法 様式は自由。7月26日(木)までに住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、性別、応募動機(400字程度)を記入し、郵送(必着)または直接
※詳しくは市ホームページ参照。または問い合わせ
応募・問合せ
〒571-8585 「門真市役所」企画課
☎06(6902)5572

5月31日 市と千成ヤクルト 販売株式会社が協定を締結 高齢者の見守り活動を強化

同社社員が訪問による販売などの通常業務の中で高齢者の何らかの異変に気付いた際、市などへ通報してもらうことで必要な支援を迅速に行うことができるようになりました。

問合せ 高齢福祉課
☎06(6902)6176

福祉

申請に必要な物

印鑑、健康保険証
※ほかに書類が必要な場合あり
重度障がい者医療の対象
次のいずれかを満たす人
○身体障がい者手帳1・2級を持っている
○重度の知的障がい者である
○中度の知的障がい者で身体障がい者手帳を持っている
○精神障がい者手帳1級を持っている

また、8月1日(火)以降も引き続き資格がある人には、7月31日(火)までに新しい医療証を送付します。

なお、公費番号87の人(身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳A、療育手帳B1と身体障がい者手帳を持っている人)は、今回の更新で重度障がい者医療に移行されます。

30年度の介護保険料(本算定) 通知書を送付

通知書は7月中旬に送付しますのでご確認ください。

※詳しくは本紙と同時配布の「広報くすのき」を参照
問合せ くすのき広域連合門真支所(高齢福祉課内)
☎06(6780)5200
くすのき広域連合総務課
☎06(6995)1516

認知症サポーターを養成 講師の派遣や講座を実施

認知症は誰もがなりうる身近な病気です。認知症の高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、認知症サポーターを養成しています。

地域の団体や市内の職場などで講座を開催する際は講師を派遣しますので、ご相談ください。

問合せ くすのき広域連合門真支所(高齢福祉課内)
☎06(6780)5200

介護予防教室

◆四つ葉教室
とき 7月10日(火)
午前10時～11時30分
※毎月第2火曜日に開催
ところ 生涯学習センター(市民プラザ内)

内容
体操・食事の工夫で栄養バランスを整えよう、介護相談
費用 無料
問合せ 門真第4地域包括支援センター
☎072(887)6540

◆今からでも間に合う 夏に負けない身体作り
とき 7月28日(日)
午前10時～11時

親子で介護サーキットに参加しませんか

とき 8月10日(金)
午後1時30分～3時30分
ところ 特別養護老人ホーム
はるかかの郷(柳田町27-21)
内容 親子での認知症サポーター養成講座と施設見学、車いす・リフトカー体験など
対象 北河内7市在住の小学生と保護者
費用 無料
申込方法 7月17日(火)から電話または申込用紙をFAX
※申込用紙は門真市社会福祉協議会ホームページからダウンロード可
※定員になり次第受付終了
申込先 門真市社会福祉協議会
☎06(6902)6453
問合せ 大阪府社会福祉協議会
☎06(6762)9006

問合せ 大阪府社会福祉協議会
☎06(6762)9006